

## 平成 27 年度「軽量 Ruby 技術者育成事業」(第二次募集)

### 【よくあるご質問 (FAQ)】

Q 事業費の対象となる事業期間とは。

A 新規雇用者の雇用開始日から最大 6 ヶ月間が事業期間となる。但し、平成 28 年 2 月 28 日を越えることはできない。

Q 最短で「人材育成業務委託契約」はいつになるか。

A 人材育成業務委託契約は、最短で平成 27 年 6 月 15 日付けの契約締結となる。

Q 雇用は必ずハローワーク経由でなければならないか。

A ハローワークに求人情報を登録する事は必須であるが、ハローワーク経由で雇用することは必須ではなく、その他の手段での応募者を雇用することもできる。

Q 新規雇用者が非正規(有期)雇用の場合、期間の延長は可能か。

A 新規雇用が非正規(有期)雇用の場合、期間終了後に、正規雇用契約を締結することが期待されます。再度の非正規(有期)での雇用契約は認められない。

Q 既存従業員の非正規(有期)雇用から正規雇用への雇い替えの場合の条件は。

A 正規雇用への雇い替えの場合、直ちに正規雇用契約を締結することが条件となる。

Q 新規雇用を行う場合、「人材育成業務委託契約」前に面接を行ってもよいか。

A 人材育成業務委託契約前でも、求人活動は行ってもよい。ただし、内定など契約前に選定することは不可とする。

Q OJT 訓練は、軽量 Ruby を使用した製品化につながるものでなければいけないか。

A 本事業の目的は、軽量 Ruby 導入と軽量 Ruby 技術者育成であるため、OJT 訓練は必ずしも製品化につながらなくてもよい。

Q 事業推進機関が実施する「軽量 Ruby 技術研修」の実施時期はいつ頃か。

A 協力企業全体の求職者雇用時期等をみて研修実施時期を調整することとしているため、現段階では未確定だが、複数回(例えば、7月・10月・1月)に分けて実施する予定。

Q 既存従業員に軽量 Ruby を学ばせるため、当該既存職員の代替要員を雇用する場合も対象となるか。

A 本事業は、軽量 Ruby 技術者を育成し雇用するものであるため、代替要員の雇用は対象とならない。

Q OJT 訓練は、外部委託研修でも支援対象となるか。

A 軽量 Ruby 技術者養成の OJT 訓練に必要な外部委託研修は支援対象となる。